

鳥取市総合教育センター体育館の使用について

*鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例並びに同条例施行規則に基づく。

【開館日】

12月29日から翌年1月3日までの間を除いた全ての日

【開館時間】

- ・ 木曜日以外 …… 午前9時～午後10時まで
- ・ 木曜日 …… 午前9時～正午まで、午後3時～午後10時まで
(ただし、祝日の場合は午前9時～午後10時まで)

【使用申込】

☆ 使用する日の2か月前から予約申し込みが可能です。

申し込みは、来所または電話での予約で先着順となります。

※予約時間が重複した場合は、受付終了後に抽選を行います。希望通りの予約がとれなかった個人または団体には、その旨を連絡し決定します。予約開始日が休日の場合は、休み明けの朝に抽選を行います。

- ・ 平日の午前8時30分から午後5時15分までは、職員室において
予約の空き状況の照会対応、電話による予約受付、使用申込書の受理、使用許可書の発行、使用料の受領・領収書の発行を行います。
- ・ 休日又は平日の午後5時15分から午後10時00分までは、総合受付において
予約の空き状況の照会対応、電話による予約受付、使用申込書の受理、使用料の受領・領収書の発行を行います。

【使用料】

- ☆ 使用料は、使用申込書の提出の際に、記載された日数分をまとめて現金にてお支払いください。領収書は、使用申込書1枚ごとに作成します。
- ☆ 照明を使用する場合は、照明設備使用料が加算されます。
- ☆ 支払いは、平日の午前8時30分から午後5時15分までは職員室で、それ以外の時間帯は総合受付においてお願いします。
- ☆ 前納された使用料は、原則として返還しません。
- ☆ 使用日の前々日及び前日、当日のキャンセルにつきましては、キャンセル料をいただきます。

<料金表>

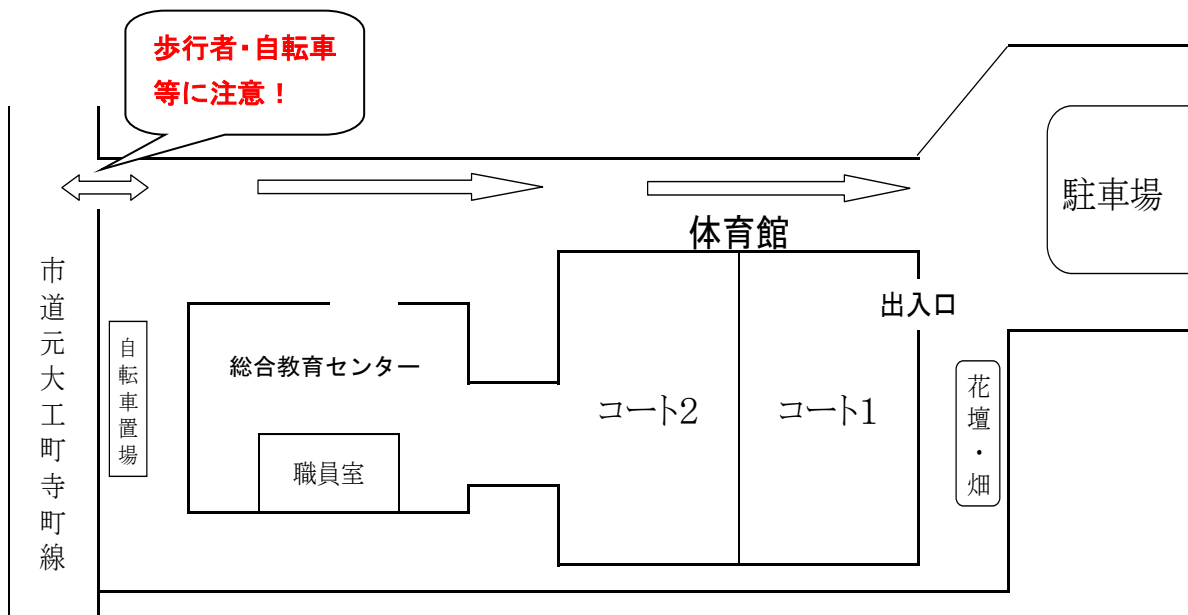
利用区分		1時間あたりの使用料	
		全面	半面
一般		400円	200円
小・中学生	専用 ※	200円	100円
	個人利用 ※	無料	
65歳以上の方		200円	100円
障がいのある方とその付添人 小学校就学前の方		無料	

※ R6.5.20～ 小・中学生は保護者同伴での利用をお願いします。なお、個人利用の場合でも、親子で活動される場育は有料（一般）となりますので、ご了解ください。

【その他】

- ☆ 体育館の使用時間には、準備、後片付けの時間も含まれます。
- ☆ 使用前、使用後は職員室（休日又は夜間は総合受付）に声をかけてください。
- ☆ 使用後は、清掃（モップかけ）をお願いします。
- ☆ 体育館の出入りは体育館東側出入口から行ってください。
- ☆ トイレは、体育館のトイレを使用してください。
- ☆ 体育館の中では飲食はしないでください。
- ☆ 鳥取市総合教育センター敷地内は全面禁煙になっています。体育館利用者の喫煙を発見した場合は、今後一切の利用を禁止する場合があります。
- ☆ 許可を受けた使用目的以外に使用したり、使用の権利を他に譲渡したり転貸してはいけません。
- ☆ センター内の施設、設備、器具、資料等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに損傷届を提出し、弁償しなければなりません。
- ☆ 次に掲げる行為は禁止されています。万が一そのような行為を発見したときは、使用の中止を求めることがあります。
 - 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
 - 2 施設、設備、器具等を損傷し、又はそのおそれがある行為
 - 3 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
 - 4 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配付
 - 5 営利を目的とした行為

【鳥取市総合教育センター体育館配置図】



<問い合わせ先>

鳥取市総合教育センター

TEL : 0857 - 36 - 6060

FAX : 0857 - 26 - 3878

E-mail : kyo-center@city.tottori.lg.jp